社団法人日本鋼構造協会 知的財産権取扱規程

平成14年6月11日 理事会制定

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人日本鋼構造協会(以下「協会」という。)が実施する共同研究の成果の権利活用体制 を整備するとともに、共同研究に参加する正会員が開示する知的財産権に関する取り扱いを定めることにより、これら会員の経済的利益を保証し、併せて研究成果の社会的利用に資することを目的とする。

(用語)

- 第2条 この規程において用いる用語は、各々次の各号に定めるところによる。
 - (1) 「知的財産権」とは、工業所有権、著作権並びに実験データ等を含む技術的ノーハウ及びソフトウェアを 所有し使用する権利をいう。
 - (2) 「工業所有権」とは、発明、考案、意匠及び商標についての特許及び登録を受ける権利並びに特許権、実 用新案権、意匠権及び商標権をいう。
 - (3) 「参加会員」とは、共同研究費を負担して共同研究に参加する正会員をいう。
 - (4) 「参加委員」とは、共同研究を実施する委員会の委員として参加する参加会員所属の役職員及び委員として選任された学識経験者をいう。
 - (5) 「共有者」とは、共同で工業所有権を出願し保有する協会及び正会員をいう。
 - (6) 「第三者」とは、協会及び正会員以外をいう。

(知的財産権の帰属)

- 第3条 共同研究により得られた成果としての知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、次項に規定するものを除き、協会、参加会員及び参加委員の共有とし、その持ち分は原則として均等とする。
- 2 本知的財産権のうち、工業所有権(以下「本工業所有権」という。)は前条第5号に規定する共有者に、著作権は 記名あるものは記名者に、無記名のものは協会に帰属する。

(知的財産権の取扱い)

- 第4条 参加会員及び参加委員は、共同研究により得られた成果としての本知的財産権について、本工業所有権を除き、協会の事前承諾を得て、実施・利用することができる。ただし、本共同研究のために参加会員又は参加委員が開示した知的財産権については、他の参加会員及び参加委員は、本共同研究の活動の範囲内においてのみ自由に使用することができるものとし、他の目的のために使用する場合は当該知的財産権を開示した参加会員又は参加委員の承諾を得なければならない。
- 2 参加会員及び参加委員は、前条第1項に規定する本知的財産権を他の当事者の事前了解なしに第三者に譲渡して はならない。

(工業所有権の出願)

- 第5条 本工業所有権の出願を行おうとするときは、当該発明等に関わった協会及び参加会員が共有者を確認し、共同出願するものとする。
- 2 共同出願にあたっては、共有者間にて出願代表者を定めるものとする。
- 3 共同出願により取得した本工業所有権の持ち分については、共有者間にて協議の上、取り決めるものとする。
- 4 共同出願に要した費用は、共有者が本工業所有権の持ち分比率に基づいて負担するものとする。
- 5 第1項の共同出願を行おうとするときは、共有者間にて共同出願契約を締結するものとする。

(工業所有権の維持管理)

- 第6条 本工業所有権の維持管理の手続き及びそれらに関わる一切の費用は、共有者が持分比率に基づいて負担する ものとする。
- 2 前項の維持管理の手続は、事前に共有者の意向を出願代表者が確認し、出願代表者が行うものとする。

(工業所有権の実施)

第7条 取得した本工業所有権の実施にあたっては、共有者間にて別途契約を締結するものとする。

(参加会員又は第三者への実施権許諾)

- 第8条 本工業所有権の共有者以外の参加会員は、前条の本工業所有権の実施権(出願中のものを含む。)について、 本工業所有権の出願代表者に対し許諾の申し込みをすることができる。
- 2 前項の許諾について、共有者は、許諾の申請をした参加会員に対し、第三者より有利な条件で実施権を許諾する ものとし、その条件についての詳細は、別に実施許諾契約書にて定めるものとする。
- 3 第3者からの実施許諾の申込窓口は、本工業所有権の出願代表者とし、許諾の可否及び条件については、共有者間にて協議の上、別に定めるものとする。
- 4 前第2項及び第3項に基づいて徴収する実施料は、共有者に帰属するものとし、その配分は持分比率に基づいて 行われるものとする。

(参加会員保有の工業所有権の使用)

第9条 参加会員が独自に保有し本委員会の調査・研究のために開示した工業所有権を他の参加会員が実施許諾を求めた場合には、第三者より有利な条件で実施権を許諾するものとする。

(秘密保持)

- 第 10 条 協会及び参加会員は、本知的財産権及び当該活動のために提出された情報・資料については、秘密を保持し、 これを第三者に開示し又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、その限り ではない。
 - (1) 出願公開又は登録により公開された工業所有権
 - (2) 開示の時点で既に公知のもの又は独自に調査・研究したものであって、これを実証できるもの
 - (3) 開示後に受領者の責によらず公知となったもの
 - (4) 協会及び他の参加会員の同意を得たもの
 - (5) 第三者から秘密保持義務を課されることなく合法的に取得したもの

(第3者に委託して行う調査・研究)

第 11 条 本委員会が第三者に委託して調査・研究活動を行う場合、知的財産権は、第 3 条及び第 4 条の規定を準用する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項及びこの規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成14年6月11日より施行する。